

# い　みず 射水市 農業委員会だより

第 11 号

平成28年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒934-8555

射水市本町二丁目10-30

射水市役所 新湊庁舎2階

電話 82-1961



## ごあいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康眞

射水市農業委員会だより第11号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より、当委員会の活動・運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の担い手不足・高齢化、耕作放棄地の増加等多くの深刻な問題に直面しています。最近は、農地の受け手がいないと相談されるケースが多くなってきています。

そんな中、昨年9月4日改正農業委員会法が公布されました。これにより、農業委員会法は、農地利用の最適化を促進するため、(1)農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、(2)農地利用最適化推進委員の新設等の改正が行われ、本年4月1日から施行されます。なお、当市においては、経過措置により現在の農業委員の任期満了(平成29年12月)後の委員から適用されることになります。

この大改革を「農業委員会をより広く知つてもらうチャンス」ととらえ、農業委員に与えられた業務にしっかりとまい進していきたいと考えております。

また、国においては、昨年10月のTPP大筋合意を受け、総合的なTPP関連政策大綱がとりまとめられ、攻めの農林水産業への転換に向け、経営体质強化策を集中的に講じることとしています。

農業委員会といたしましては、これらの情報を地域に周知し、農業者とのパイプ役として、現場の声に耳を傾けながら、射水市農業の発展のため、委員一丸となって取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。



- 1 P 会長あいさつ
- 2 P 農業委員会活動報告
- 3 P 農業情報
- 4~5 P 改正農業委員会法について
- 6 P 農業委員及び担当地域
- 7 P 農業者年金に加入しましょう
- 8 P 農地参考賃借料について
- 農作業標準料金・賃金について

# 農業委員会活動報告

## 先進地視察（岐阜県高山市）

平成27年6月23日～24日——岐阜県高山市の「和仁農園」を視察しました。和仁農園では、素人からの農業参入でありながら研究を重ね、中山間地での米作りに工夫をしたり、遊休農地の解消に積極的に取り組んでいます。その現状について視察を行い、課題等の意見交換を行なながら見識を深めました。



## 農地パトロール

平成27年10月28日——「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の一環として、農業委員及び事務局職員による農地パトロールを実施しました。

この農地パトロールは、遊休農地の発生把握や違反転用の早期発見のため、毎年実施しています。



今回は、午前の部、午後の部の2班に分け、「新湊・大島・下地区」と「小杉・大門地区」のコースを設定し、遊休農地等11カ所を調査・確認しました。

## 遊休農地に関する措置の計画的な実施について

農業委員会では農地法に基づき、遊休農地に関する調査を実施します。

農地への立ち入りやお話を伺うこともありますのでご理解とご協力をお願いします。

### (1) 利用状況調査の実施について（農地法第30条）

農業委員会では遊休農地の状況把握のため利用状況調査を実施します。今年度は7月から11月に実施します。

### (2) 遊休農地の所有者などへの利用意向調査の実施について（農地法第32条）

利用状況調査の結果、遊休農地と判定した場合は、所有者などに対して、利用意向調査書を送付します。調査書が届きましたら、回答期限までに利用意向について農業委員会事務局へ提出ください。

#### ※ 遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

お問い合わせ先 射水市農業委員会事務局 （TEL 0766-82-1961）

## 農業委員会と農業者との意見交換会

平成28年2月22日——農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、青年農業者、農政局、県農林振興センター、JAなどから23名の参加がありました。



北陸農政局富山支局地方参事官室 安念総括農政推進官から、「需要に応じた米生産の推進及びTPP情勢について」説明を受け、その後、意見交換を行いました。参加者からは、「法人化し、地域の農地は地域で守る構えで取り組んでいきたい。」、「新規就農者へのアフターフォローを充実してほしい。」、「米価下落、農機具価格が高騰しているのに地代が高すぎる。」、「農機具等の修繕費も農業経営を圧迫している。」、「需要の多い小麦を富山の気候にあう形で品種改良に取り組んではどうか。」等様々な意見が出されました。

意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、全国農業会議所の政策提案に反映されます。

# 農業情報 射水市は新規就農者を応援します。

青年層の新規就農者確保のため、次のような支援制度があります。

## 青年就農給付金事業

区分	主な給付要件	給付金の額
準備型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農予定時の年齢が45歳未満</li> <li>・概ね1年以上(1,200時間/年)の研修</li> <li>・常勤の雇用契約を有していない</li> <li>・研修終了後1年以内に独立・自営、親元就農又は農業法人等で常勤の形態での就農</li> <li>・研修終了後に親元就農する予定の場合は、5年以内に経営継承</li> </ul>	年間150万円 (最長2年間)
経営開始型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営開始時の年齢が原則45歳未満の独立・自営就農者</li> <li>・認定新規就農者である</li> <li>・農地の所有権や利用権を有する</li> <li>・主要機械・施設の所有等</li> <li>・本人名義で出荷・取引</li> <li>・5年後に農業で生計が成り立つ計画</li> <li>・人・農地プランに本人が位置づけ</li> <li>・隣近所に相談相手がいること</li> <li>・新規就農者間の交流会への参加</li> </ul> <p>※ 法人等の従業員は対象外</p>	年間150万円 (最長5年間)

## 青年農業者等育成センター事業

	対象	定員	事業の内容【研修期間、対象経費等】
就農相談	—	—	就農相談活動の実施 無料職業紹介活動の実施 就農啓発活動の実施 等
就農啓発 ・志向する経営形態に応じた先進農家等での実習及び集合研修の実施	高校2、3年生	40名	<p>【研修期間】            ・先進農家実習10日間            ・集合研修1泊2日            【対象経費】            ・受入農家等への謝金30,000円            ・傷害保険加入費</p>
農業体験 ・希望作物に応じた先進農家等での農業体験研修の実施	社会人、大学・専門学校等の学生		<p>【研修期間】            ・5~30日間            【対象経費】            ・受入農家等への謝金            (研修期間により10,000~30,000円)            ・傷害保険加入費</p>

農業に興味がある、農業をやってみたい方はお気軽にお問合せください。



問合せ先  
射水市農林水産課 農政係  
☎ 82-1959



# 改正農業委員会法について

平成27年9月4日改正農業委員会法が公布されました。これにより農業委員会法については、次のとおり改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。

なお、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設については、経過措置により現在の農業委員の任期満了後の委員会から適用されます。

## ここが変わる農業委員会制度

ここが変わる

### 1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

農地法等によりその権限に属された事項(許認可事務等)だけでなく、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が必須業務となります。

ここが変わる

### 2 農業委員の選出方法が変わります。

#### ●公選制から任命制に

農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。

市長は任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務付けられ、市長はこれを尊重することが求められています。なお、射水市の現在の農業委員の任期は、法改正の経過措置により、平成29年12月17日までとなります。

#### ●認定農業者を過半に。利害関係以外も登用を

農業委員の過半は認定農業者であることが求められています。また、農業委員会の所掌業務に関して利害関係のない者を1名以上含めることが求められています。

#### ●女性や青年の登用促進を

農業者の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

#### ●農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする。(後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く。)

「農地利用最適化推進委員」を委嘱しない農業委員会については、農業委員が推進委員の機能(現場活動)も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数となります。

ここが変わる

### 3 「農地利用最適化推進委員」が設置されます。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。

農地利用集積等が推進されている市町村については、必ずしも「農地利用最適化推進委員」の設置の必要がないことから、今後関係機関と協議しながら、本市の方向性を決定していきます。

#### 選挙人名簿の登録申請は不要になりました。

毎年提出いただいた農業委員選挙の選挙権を得るための選挙人名簿登載申請書は、今回の農業委員会法の改正により、提出していただかなくてもよくなりました。



**Q 1 農地利用最適化推進委員とはどういうものですか。どのような活動をするのですか。**

**A 1** 農地利用最適化推進委員は、農業委員と同じく、射水市の「非常勤の特別職公務員」であり、農業委員と力を合わせて「農地等の利用の最適化の推進」のために活動します。

農業委員会活動の一環として、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ、また、農地中間管理機構と連携を図りながら、農業者と農地の出し手との結びつけ、農地の売買、貸借の許可申請に当たっての現地確認にも協力いただきます。

**Q 2 農地利用最適化推進委員とは、どのように選ばれるのですか。**

**A 2** 農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定めた市町村内の各区域ごとに、農業者等から推薦や募集を経て、農業委員会が委嘱します。

**Q 3 農地利用最適化推進委員の委嘱によって、農業委員の活動はどうなりますか。**

**A 3** 農業委員の活動は、委員会総会に出席して審議し、農業委員会としての意思決定をすることが主体となります。農地等の利用の最適化の推進だけでなく、農地法等による農地の利用調整や土地改良法等の法令により農業委員会の権限とされた許認可等の業務も実施します。

日常的な現場活動は、農地利用最適化推進委員が中心となりつつ、農業委員と連携して農地利用の最適化の推進への対応を実施します。

**Q 4 農地利用最適化推進委員は必ず委嘱しなければならないのですか。推進委員の数と農業委員の数はどうなりますか。**

**A 4** 農地利用最適化推進委員は次の場合を除いて委嘱する必要があります。

①農地面積が著しく少なく農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が県で200ha未満）

②遊休農地率が1%以下で、かつ、農地の集積率が70%以上である市町村

また、推進委員の定数は、農地面積100haあたり一人の割合で委嘱できます（例えば、管内の農地面積が1,450haの場合なら14.5になりますが、端数は切り上げとなりますので、定数は15人となります。）。

推進委員を置く場合は、農業委員の定数は現行の半数程度となります。推進委員を置かない場合は、農業委員の定数は現行とほぼ同数となります。

### 農業委員の定数の基準

市町村の農地面積	推進委員は農地面積100haあたり1人
5,000ha	24人(47人)
1,300ha	19人(37人)
1,100人	14人(27人)
6,000人	( )内は推進委員を委嘱しない場合の農業委員定数の上限

**Q 5 農業委員の過半は必ず認定農業者でなければならないのですか。**

**A 5** 農業委員会法第8条第5項で、農業委員の過半は認定農業者であることが原則として求められています。このため、認定農業者制度の周知と担い手の育成確保に努めるとともに、これら認定農業者に農業委員として活躍するよう啓発を進めることが重要となります。

平成26年12月17日の任期満了に伴い、農業委員が改選されました。一般選挙により選ばれた委員が20人、団体推薦による委員が5人の合計25人です。任期は平成29年12月17日までの3年間です。

## 農業委員会委員及び担当地域 —— 農地などの相談は農業委員に！

会長 舟木 康眞



(塚原  
(国道8号北側))



(片口・七美)



(本江、海老江)



(作道(作道・野村・  
久々湊・津幡江))



(作道(沖・今井・鏡宮・  
布目・高木・殿村))

《新湊地区》

佐伯 瑞穂  
(寺塚原選任農共済)

(朴木  
(朴木)選挙)

(片口久々江  
(片口)選挙)

(本江中新  
(本江)選挙)

(作道  
(作道)選挙)

(若林  
(殿村)選挙)

(水戸田  
(水戸田)選挙)

(串田  
(串田)選挙)

(森田  
(荒町)選挙)

(石井  
(二口)選挙)

(塚原  
(国道8号南側))

《大門地区》

(今開発  
(今開発選任議会))

(中野  
(中野)選挙)

(横山  
(北高木)選挙)

(竹島  
(生源寺選任王改)  
信義)

(杉本  
(土合)選挙)

(川西喜一郎  
(鶴塚)選挙)

(永森  
(三ヶ)選挙)

(山下  
(青井谷)選挙)

(土合  
(黒河新)選挙)

(山谷  
(戸破)選挙)

(摺出寺  
(摺出寺)選挙)

(前田  
(加茂東部)選挙)

(城石美枝子  
(塚越選任議会))

(松山  
(山本新)選挙)

(水元  
(西高木)選任農協)

《小杉地区》

(大江  
(鶴塚・小白石))

(金山)

(黒河)

(戸破)

(下村三箇  
(下村三箇・加茂))

(塚越)

(池多)

(大江(西高木、大江、  
稻積))

《下地区》

( )は委員の住所地、( )は担当地域

# 農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！

農業者の方なら  
広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

**だれでも加入できます。**

少子高齢時代に  
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

保険料の額は  
自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択)。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください



公的年金ならではの税制上の  
優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円)です)。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

終身年金で80歳までの  
保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(一定の要件をみたした者)に支給されます。

農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

**農業者年金を受給されている方へ**

**受給権者現況届の提出をお忘れなく！**

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口又は、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

## ◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。

※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し 貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地参考賃借料の適用期間は、平成28年産分から平成29年産分までの2年間を適用期間とします。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1 560kg	12,700円	13,800円
	2 550kg	10,800円	11,700円
	3 540kg	9,800円	10,600円
	4 530kg	8,800円	9,500円
	5 520kg	6,800円	7,400円
	6 510kg	4,800円	5,200円

地 区 標 準 賃 借 料 備 考

新湊地区	塙原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9,800円	上記区分3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6,800円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8,800円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	4,800円	上記区分6



## ◎ 農作業標準料金・賃金について

平成28年分～平成30年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備考
賃金	一般作業 8,660円/1日	
	オペレータ作業 1,620円/1時間	
水稻	トラクター 14,700円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機 8,300円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン 19,300円/10a	刈取り、脱穀(粒運搬費含まず)
麦	トラクター 14,000円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン 18,500円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター 17,300円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン 21,700円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成28年分から平成30年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。